

規則

衛生試験検査に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第十三号

衛生試験検査に関する規則の一部を改正する規則

衛生試験検査に関する規則（昭和二十六年埼玉県規則第十号）の一部を次のように改正する。

様式第二号（四）中「ウ砒素」を「ヒ素」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 アソモニア態窒素は、水道法（昭和32年法律第177号）の水質基準の項目ではなく、し尿汚染の指標として位置付けられている。

「 <small>ウ</small> ジクロロ酢酸」を	「 <small>ヒ</small> ジクロロ酢酸」を	「 <small>ヒ</small> ジクロロ酢酸」を	「 <small>ヒ</small> トリクロロ酢酸」を
0.2 mg/0以下	0.03 mg/0以下	0.03 mg/0以下	0.04 mg/0以下
mg/0	mg/0	mg/0	mg/0

様式第二号（九）中「本欄の名称（原水の場合だけ記入すること）」を「水 源 の 名 称」に改める。

「 <small>フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）</small> 」を	「 <small>フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）</small> 」	「 <small>フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）</small> 」
0.1 mg/0以下	0.08 mg/0以下	mg/0
mg/0	mg/0	mg/0

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正前の衛生試験検査に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。